宅地建物取引業免許新規申請手続き

書類の作成

※申請書様式は、建築宅地課ホームページからダウンロードするか、（公社）宮城県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会宮城県本部から入手する。
※申請書は正本1部、副本1部を作成し提出する。
※官公庁が発行する証明書類は、発行日から3ヶ月以内のものを添付する。

↓

申請書類自己チェック ←自己チェックシートをご活用ください

↓

免許申請 ——（書類に不備有り）→ **不備書類等の補正**

手数料　33，000円
（セルフレジ、県収入証紙により納入）

↓

審　査
欠格事由の有無、
事務所形態などの審査

※審査に係る標準処理期間は30日（行政手続条例第6条）
※審査の過程で不備が見つかった場合は、補正が完了するまで免許はできない。
※欠格事由に該当する場合など、要件を満たさない場合は免許を拒否する。

↓

免　　許
（文書で申請者の事務所本店あてに通知）

↓

下記のいずれかの方法による

営業保証金の供託

本店　1,000万円
1支店　500万円

↓

届　出
営業保証金供託済届出書

保証協会への加入

本店　60万円
1支店　30万円

↓

届　出
弁済業務保証金供託届出書

※営業保証金は最寄りの供託書（仙台法務局又は各支局）に供託
※弁済業務保証金は保証協会から東京法務局に供託

※免許後3ヵ月以内に届出がない場合は、届出の催告をし、催告が到達した日から1ヵ月以内に届出がないときは、免許を取り消すことができる。

↓

免　許　証　交　付

※供託の届出書と引換えに免許証を交付する。

↓

営　業　開　始